

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3077号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



朝霧 (秋田県大潟村 菜の花ロード)

もくじ

● 随 情 ● 政 ● 活

想 報 策 動

都市・農村共生社会創造シンポジウム2019を開催 ～「世界に通用する農山漁村」をテーマに議論～……………(2)	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が国会会で成立 ―森林環境譲与税は2019年度から、森林環境税は2024年度から賦課徴収―……………(6)	「明るく元気で活力ある次世代に誇れる竜王町」の実現に向けて ……………(10)
滋賀県竜王町長 西田 秀治……………(11)		

コラム

一九六四「観光の「見えない」レガシー

(公財)立教大学観光学部特任教授 梅川 智也

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまであと500日を切った。かつて東京オリンピックが開催された1964年は、わが国の観光にとって大きな節目といえる年であった。名神高速道路が前年に開通し、東海道新幹線がオリンピック直前に開業した。首都高速道路の整備も進み、世はまさに高速交通時代の幕開け、モータリゼーションの本格化により日本人の旅行意識や旅行形態は格段と変化した。また、世界から外国人観光客を迎え入れるため、ニューオータニやオークラ、旧東京ヒルトン、東京プリンスなど本格的なホテルの建設が相次いだ。結果、これまで日本人にとって敷居の高かったホテルの利用が身近なものとなった。外貨の持ち出し制限緩和によって日本人の海外旅行が自由化されたのも1964年である。我々日本人にとって関所の撤廃により国内旅行が自由化されてほぼ150年、オリンピックを契機にして海外旅行が自由化されてほぼ50年ということになる。

オリンピック開催に向けた社会・経済のダイナミックな動きの一方で、前年の1963年に制定された観光基本法(現在は観光立国推進基本法に抜本改正)は、わが国の観光にとって重要な意義を持っていた。国際親善の増進と国民生活の安定向上という基本的な考え方を明確にすると同時に、観光に対する社

会の認識を「物見遊山、遊び」から「生活上、休養・保健の確保による労働再生産に資するもの」へ、つまり、観光に対する国民の価値観の転換を狙っていたからである。わが国には基本法の名称を持つ法律は教育や農業などそれほど多くないが、なぜ、観光の法律に「基本」が付いたのか。当時、議論されていたのは、観光事業法、つまり事業者、供給側の法律であったが、国民大衆が旅行できる権利を保障する、需要側、国民の側の法律として制定されたことに重要な意味があった。戦争のため1940年頃には不要不急の旅行は禁止とされたが、約20年を経てようやく日本人はどこにでも自由に旅行できる権利を得たのである。

こうして一九六四オリンピック開催に伴う観光の「見えない」レガシー。あれから55年、昨年の訪日外国人旅行者数は3,119万人と過去最高を記録し、訪日旅行の自由化は確実に進んでいる。これからの大きな変革の波は、この4月に導入された新たな在留資格・就労ビザ(特定技能)の行方であろう。真に開かれた国として我々日本人の多文化共生に向けた意識改革が進むのかどうか、そして二〇二〇という大きな節目を迎えるわが国にとって、観光を地方における成長戦略の柱にという「見えない」レガシーに行けるかどうか、その真価が問われている。

写真キャプション

大潟村を走る県道沿いに、約11kmにわたって咲く菜の花。平行して桜並木が続き、黄色と桃色の絨毯を敷いたような景観が広がる。桜と菜の花が見頃を迎える4月下旬～5月上旬には「桜と菜の花まつり」が開催され、ミニSLの運行や菜の花の摘み取りなどが楽しめる。

全国町村会

都市・農村共生社会創造シンポジウム 2019を開催

「世界に通用する農山漁村」をテーマに議論

全国町村会では、3月9日、東京都内で「都市・農村共生社会創造シンポジウム2019」を開催した。全国町村会が2015年7月から開催しているシンポジウムの11回目に当たる今回は、全国各地から100名を超える参加者があり、EUの農村政策の現状や外国人登壇者3名の議論に熱心に耳を傾けた。

主催者である全国町村会の小出経

済農林部長から、「今回、『世界に通

用する農山漁村』をテーマに、海外から日本に移住しそれぞれの地域で活躍されている3名の外国人の方に、農山漁村の価値・魅力等について、外からの視点で語っていただくこととした。これを機に、参加者の皆さんが今後の地域づくりのてがかりとして参考にし、新たな展望を開かれることを祈念する」と挨拶があった。

基調報告

①「地域づくりとインバウンド」

ザ・ジャパントラベル・カンパニー (JTC)株式会社 代表取締役

(大分県杵築市)

ポール・クリステイ氏

ポール・クリステイ氏は、1961年イギリス生まれ。ロンドン大学で経済学を学び、1987年留学生として埼玉県川越市にホームステイ、日本の奥深さに触れ興味と関心を抱く。その後、メディア関係の仕事に就き英国と日本で勤務。仕事の合間に始めた日本国内を巡るツアーガイドの仕事に魅力を感じ、肉体的に限界を感じ始めた40歳過ぎの2002年、国東半島の大分県杵築市に移住し、ツアーガイドを本業とする。

自らが参加したいと思うツアーしか提供しないとのコンセプトのもと、外国人を対象とし、旧中山道を

歩く旅や熊野古道を巡る旅、奥の細道をたどる旅など日本国内で26種類のツアーを提供。期間は平均8〜10日間。参加人数は1ツアー12人を上限としガイドが1人。参加費は1人1日当たり45,000〜70,000円で提供。40代以上の年配の方の参加が多く、心身に良いウォーキングを基本とし、参加者へは日本の歴史や文化などをわかりやすく案内し、それぞれの地域での思い出づく



▶ザ・ジャパントラベル・カンパニー (JTC)株式会社 代表取締役
ポール・クリステイ氏

りに注力。参加者からは「期待していたより良かった」との感想が寄せられ好評を博す。欧米豪、香港などの富裕層を対象としているが、□□ミで参加者が増えており、昨年の参加者は約3,000人。多くのメディアに取り上げられる。2010年には、ザ・ジャパントラベル・カンパニー (JTC) 株式会社を設立する。ポール氏は、国東半島に移住した当初、地元の人に「なんでこんな田舎に住むのか」と問われ、「こんな美しいところに住むのは当たり前じゃないか」と思ったと回想。現在は、インターネットの普及や高速道路や航空網の整備で、田舎に住むことによるデメリットはなくなっており、加えて、近年の田園回帰の傾向から、田舎で働きたいと希望する都市の若者が増えていると指摘。

このような若者たちを雇用し、ツアーガイドとして養成し、活躍してもらいたいと会社設立の目的を語り、こういった取組により地元にお金を落とすことで地元では6倍の経済効果があり、地方創生にも貢献するとし、そのためには、地元の人としっかりと手を結ばなければ効果はないと述べた。

ポール氏は、地元の山林を購入し、フォレストガーデンとして整備した

活 動

り、不耕作地を購入し、田畑として再生し、野菜やコメを作るなどし、農家として認めてもらったとの苦労話を披露し、地元の人たちと連携するためには、何事にも本気で取り組む必要があると述べた。

また、環境保全や美化は地域振興や観光のためにも非常に大事で、何もしないと草木が生えて景観を害し、保安上も問題があると指摘。特に、空き家の再生については、自ら空き家を再生した体験を語った。

ポール氏が設立した会社で雇用した人数は28名で平均30代。今年も3名雇用する予定だとし、空き家を再生し、働く場と住む場を確保、仕事で使う英語の教育を行っていると報告した。また、地元の人との交流にも力を入れ、地元の子供たちに英語教育を行ったり、イベントやスポーツを行うなど親交を深めている。

田舎で活動することは、観光産業と地方創生で「一石十鳥」の大きな効果があると述べたあと、会社は、投資して利益を出し続けていくことで、このように社会に貢献できる。このため、今後ともツアアの充実・強化をはかり会社の付加価値を伸ばすとともに、地域に貢献していきたいと抱負を語った。

②「欧州の美しい農村をだれが創っているのか」〜景観・環境からみた農村の価値〜

学習院女子大学副学長・国際交流学部教授 荏林 幹太郎氏

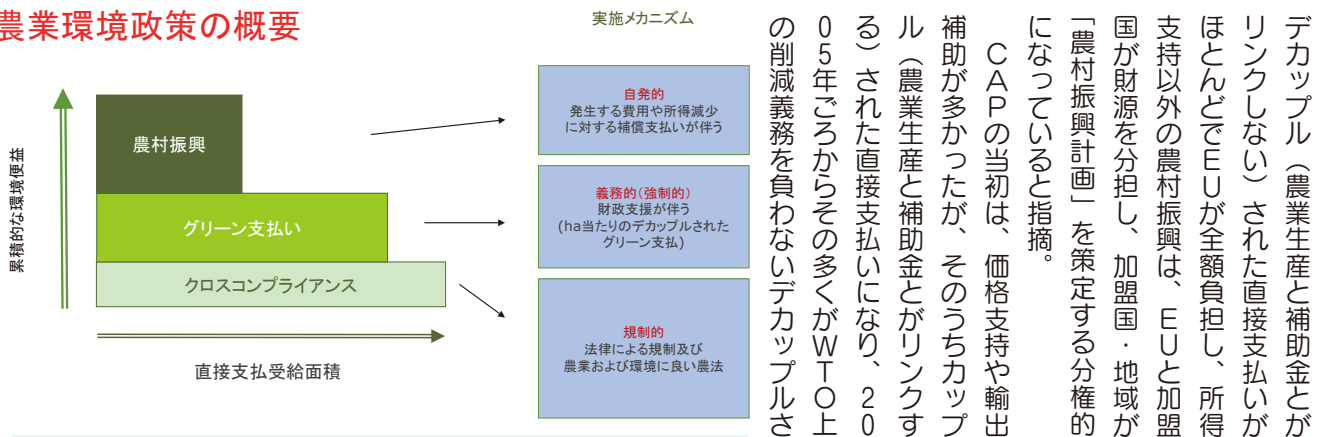
荏林氏は、農村の美しい景観・環境を維持・改善するには、農家の多大な努力とそれを支える政策が重要であり、それを先進事例である欧州(EU)の共通農業政策(CAP)を考察することによって、日本への教訓が得られるのではないかと述べて説明に入った。

同氏は、EU加盟28か国の6割が農村地域で、CAPは、EU予算全体の約4割を占める大きな柱となっており、そのうち75%が所得支持で、残りの25%が所得支持以外の農村振興となっていると説明。所得支持は、



▶学習院女子大学副学長・国際交流学部教授 荏林 幹太郎氏

農業環境政策の概要



出典: Leo Maier at Symposium of the Japanese Good Agricultural Practices Foundation, Tokyo, 10 September 2015

れた直接支払いに置き換わったと説明。その後、EU内で「所得支持」は永続的な政策目的になり得るのか(論点となり、農業は公共財機能(多面的機能)を有しているとし、政策目的をよりそこにシフトさせることとなった。これにより、2014年から所得支持としてデカップルされた直接支払いのうち、3割をグリーン支払い(生態系保全のため農地の5%の休耕や永年牧草地の保全等を対象)に移行したり、所得支持以外の農村振興予算の比率を増加させるなどの改革を行ったと説明。

農村振興計画の大枠のルールはEUが決定するが、これまで、環境支払い政策の導入や義務化、クロスコンプライアンス(デカップルされた直接支払いを受け取る条件として環境要件を設定)の義務化、2007年以降の緩やかな環境政策への誘導など、順次、農業環境政策の拡充を行っているとの説明。このうち、環境支払いは、景観保全や生物多様性保全のため支出したり減収となった場合にその費用や減収分を補填する精緻で多様なもので、農村振興予算の25%を占めていると述べ、これがEUの環境や農村が守られる大きな助けとなっているとの説明した。

(上図参照)

活 動

パネルディスカッション

また、環境支払いを理解するために共有しなければならぬ概念として「リファレンスレベル」があり、私は「農家と社会の責任境界線」と呼んでいるとし、それは、農家が負担すべき費用とそれを超えて社会が負担すべき費用を分ける「境界線」のことをいい、EUでは明確に線引きして適用していると発言。

最後に、日本への教訓として、日本では、これらの政策がケタ違いに弱く、量的に極めて不十分であるとし、①まずは環境支払い予算の拡充、②その前提としての「リファレンスレベル」の明示的設定、③そのうえで農業環境政策や農業振興政策の地方分権化、④それにより広域な環境改善をベースとして「農村価値」の最大化の4つを挙げた。



▶岡・ドルゲ・コジマ氏

引き続き、「世界に通用する農山漁村」をテーマにパネルディスカッションを行った。コーディネーターは基調報告をした荏林幹太郎教授（以下「荏林氏」）、パネリストは、基調報告をしたポール・クリスティ氏（以下「ポール氏」）に加え、北海道壮警町在住の岡・ドルゲ・コジマ氏（以下「コジマ氏」）と奈良県川上村在住のエリック・マタレーゼ氏（以下「エリック氏」）の日本の農山漁村に移住し活躍する外国人3名が務めた。

コジマ氏は、ドイツ出身。ロンドン大学院で日本の文化・社会学を学び、2008年北海道伊達市に移住、民間会社勤務を経て、2015年から地域おこし協力隊員として北海道



▶エリック・マタレーゼ氏

壮警町へ移住。同町のホームページやSNSを利用した情報の発信、移住の相談等に従事。コジマ氏は、壮警町は大自然が素晴らしく人も優しい、この豊かさを整理し今後とも発信していきたいと発言。コジマ氏のホームページを見て横浜から移住してきた女性に触れ、一人でもこの良さを本当に理解して来てくれる人がいてとても感動したと述べた。2018年4月より移住・情報発信アドバイザー（特別職）に就任。

エリック氏は、アメリカ・ロサンゼルス出身の32歳。カリフォルニア大学で日本語を学び、2011年岐阜県本巣市でのALT勤務等を経て、2016年地域おこし協力隊員として奈良県川上村に移住。町の広報誌「Oide新聞」を毎月発行、取材で訪れる村民との出会いを大切にしている。エリック氏は川上村ではみんながやさしく接してくれて元気を与えてくれると発言。地元産の吉野杉が酒樽の材料となる「たるまる」の話を嬉々として語るなど、今後とも地域の出来事や町の魅力を独自の視点で発信し続けたいと述べた。2018年

anaquana文庫を開業。現在、月間「ソトコト」に「上流の日々」を連載中。まず、荏林氏から、皆さんにとって日本の農山漁村の一番の魅力はと

質問し、コジマ氏は、身近にある大自然と都会にはない人とのつながりがあるとし、「やりたいことがあれば支援してくれるコミュニティがある」と発言。エリック氏は、「おすそ分けの文化」を挙げ、「私は作るうとして失敗したが、地元の人から沢庵漬をもらった」と自身の体験談を披露した。ポール氏は、「地元の人との交流」と発言。野菜づくりの夢を果たしたいと自分勝手に移住した過去に触れ、「それでも温かく迎え入れてくれた」と語った。

3名の発言を受け荏林氏は、欧州で過ごした自身の体験をもとに皆さんの国もそれぞれに素晴らしいとし、日本という外国にきて外国人がアイアスがかかっているのではとあえて質問をした。コジマ氏は、北海道の自然はあまり整備しておらずラフでポテンシャルがあるとし、「そういうところが魅力」と発言。エリック氏は、自分は自然の森しか知らず、日本にきてはじめて人工林を育てる日本の林業を知り、「森に対する考えが変わった」と異文化交流の大切さを語った。ポール氏は、イングリ

ドの田舎も魅力的だが農業の大規模化や機械化が進んでいることを紹介し、「機械化があまり進んでいない日本の農山村は魅力的」と発言した。

活 動



つぎに、莊林氏の、日本の農山漁村をさらに良き場所にしていくための提案はあるかとの質問に対し、コジマ氏は、政府はインバウンド、観光を推進しているが、そのあとをどうするのかと疑問を呈し、よりよくすることも大事だが「いまの環境を守ることも大事では」と提案した。また、昔は景色をみる観光が主だったが、今の観光客は、体験や交流を求めているとし、「地域に合ったコンテンツ作りが大事」と発言した。エリック氏も、「地元の人との交流やふれあう場が大切」と強調。「母と姉が川上村に来たとき、話を通じ

なくても素晴らしい場で地元の人と交流したことの自身の体験談を語った。また、その地域に合った企画が大切だとし、川上村を例に挙げ、林業の村なので、山の観察ツアーや山菜の収穫ツアーを提案した。ポール氏は、インバウンドは重要で起爆剤として利用できるとし、その際、外国人は多様であり、「その人に合ったツアーを提供する必要がある」と述べ、「資源のない地方は人が資源となる」「人への投資が大切」と語った。莊林氏は、皆さんの意見は、日常的に落ち着いた交流が必要ということと、野球でいうと一発逆転を狙うのではなく、こつこつとヒットを積み上げるのだと理解したと発言。一方、「景色、環境」について何か提言はないかと問い、コジマ氏は、「開発が進んでいて、昔の景色が守られていないように感じる」と発言。地域づくりでは景色を守ろうという意識が必要だとした。エリック氏も、山の上は杉林ではなく広葉樹を植えることが望ましいが、「手間がかかり今は杉林になっている」と発言した。ポール氏も、景観はまちがいがなく大事だとし、「景観がよくなければ第三者の印象もよくなる」、「地元を大切にしているとして観光客だけではなく、移住者も増える」と発言した。



続いて、莊林氏は、国や都道府県、市町村のインバウンド等の政策はどうかと質問し、ポール氏は、日本の田舎は衰退しているというが、外国人から見ると魅力的だとし、「外国人を起爆剤として使ってほしい」と提案。また、日本の田舎はポテンシャルがあるが、「引き出すには、地道な取組が必要」と指摘。また、ヨーロッパをまねるのではなく試行錯誤をしても日本独自の取組が重要だと発言。さらに、圧倒的に数が多い日本人の国内旅行は、インバウンドと連動させれば「大きな商機となる」と発言した。エリック氏は、地元の

文化に触れるような体験を提案。川上村にきて感動したことが「カマド」や「柿の葉寿司」だったと述べた。コジマ氏からは、情報を「見える化」することの重要性を強調し、「町の魅力が少しずつ出していき、その町の魅力が届き響いた人とマッチングする地道な取組が必要」と発言した。最後に、莊林氏から、今後の夢を聞いたところ、コジマ氏は、「壮瞥町での情報発信に携わり、情報を真に受け取る人の発掘につなげていきたい」と述べ、エリック氏は、「地元に戻りたい」と語り、「地元祭りに参加しながら、エコツーリズムなどの情報発信をしたい」と語った。ポール氏も、「今の仕事に満足で日本の方々に感謝したい」とし、「これをもっと拡大し日本と海外との交流を拡大していきたい」と述べた。パネルディスカッションを総括して、莊林氏は、「日本の農山漁村には何かを成し遂げる大きなチャンスがある、都会にはない日常的なふれあいが残っており、その奥深さを再発見し伝えていくために、海外の方の力を借りる。また、今ある景観・環境を変えず大事にする、こういったことを外国人の方に教えていただいた」と締め括った。

政策解説

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が今国会で成立

— 森林環境譲与税は2019年度から、森林環境税は2024年度から賦課徴収 —

今通常国会に提出されていた「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が、3月27日、参議院本会議で可決・成立した。同法律案は、政府が2月8日に閣議決定し国会に提出したもので、「森林環境譲与税」を4月1日から施行させるために年度内の成立を目指していた。

なお、衆議院及び参議院の総務委員会は、採決の後、国が責任をもつて市町村の業務を支援することや、市町村の負担軽減のため更なる施策の拡充を図ることなど15項目（参議院は12項目）の付帯決議を採択した。

新税の概要

●新税の趣旨

政府は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するとしており、法律案提出の理由を「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため」とした。

●新税の税率、施行日等

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課す国税である。個人の住民は、個人住民税の均等割として、市町村税年額3,000

円、都道府県税年額1,000円の計4,000円を払っており、市町村が合わせて賦課徴収しているが、森林環境税はこの仕組みを活用し、国税として年額1,000円を賦課するもので、市町村が個人住民税と合わせて賦課徴収する。

現在、納税義務者は全国で約6,200万人となっており、免除等を除き、税収は、平年度で約600億円を見込んでいる（初年度は約300億円）。

森林環境税の賦課徴収は、2024年度からとされたが、これは、消費税率10%の引上げが2019年10月から実施されることや、2023年度までは、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分として、市町村税500円、都道府県税500円の計1,000円が個人住民税の均等割に上乗せして賦課されていることを

考慮したものである。なお、森林環境譲与税は、森林整備の緊急性に鑑み、後述の「新たな森林管理システム」の施行に合わせ、2019年度から実施される。
【図1】参照

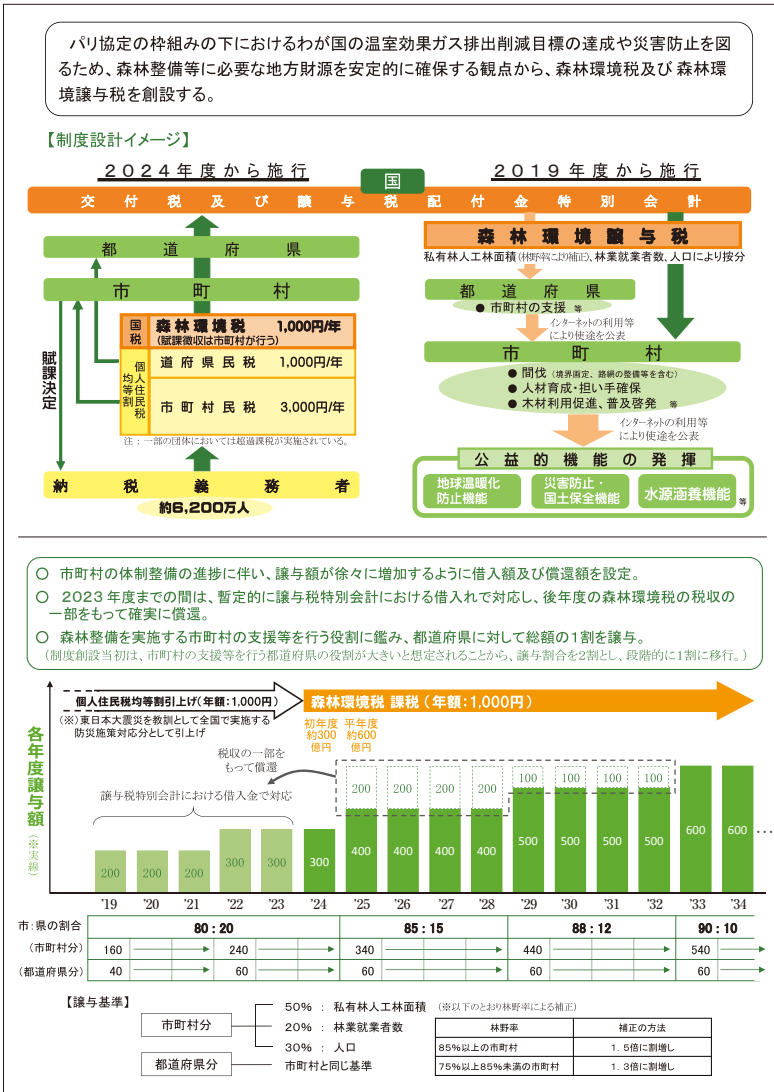
●譲与割合、譲与基準等

市町村は、都道府県を経由して森林環境税の全額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「譲与税特会」という）に払い込む。国は、払い込まれた森林環境税の全額の9割に相当する額を市町村に譲与し、残りの1割は都道府県に譲与する。これが「森林環境譲与税」であるが、譲与基準は、市町村で、私有林人工林面積（5/10）、林業従事者数（2/10）、人口（3/10）で按分することとなっており、私有林人工林面積については、林野率により補正（林野率が85%以上の市町村は1.5倍に割増し、林野率が75%以上85%未満の市町村は1.3倍に割増し）する。都道府県も市町村と同様の基準で按分する。

なお、森林環境税が2024年から開始し、森林環境譲与税は2019年度から開始することから、2019年度から2023年度までは、譲与税特会からの借入金により対応する。2019～2021年度の3年間は各200億円、2022～2023年度の2年間は各300億円を借入れ、2025年

政 策

■ 図 1



● 使途、使途の公表
 使途については、市町村では、間伐(境界画定、路網の整備等を含む)や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等となつており、都道府県では、市町村への支援等となつている。

度から2032年度の8年間で、同特区へ森林環境税の税収から借入金等を返済する。

なお、制度創設当初は、都道府県の譲与割合は2割とし、段階的に引き上げ、2033年度からは1割に移行にする。これは、主体となる市町村の体制整備や所有者の意向確認等に一定の時間を要し、その間の都道府県の役割を確保するためである。(【図1】参照)

伐(境界画定、路網の整備等を含む)や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等となつており、都道府県では、市町村への支援等となつている。

これにより、森林を多く抱える山間部の市町村では、間伐・路網等の森林整備や、このための意向確認・境界画定に加えて、森林整備を担う人材の育成や担い手の確保に使うこととなり、森林が少ない都市部の市町村では、森林・林業への理解促進につながる木材利用や普及啓発等に使うこととなる。

なお、この税は国民全体で森林を支える仕組みであることから、税が何に使われたのかを広く国民に周知することとされ、市町村、都道府県ともインターネット等での使途の公表が義務付けられた。

新たな森林管理システム

わが国の森林、特に人工林は、資源が充実し主伐期を迎えつつある。一方で、現場には、森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや森林資源の活用が十分になされていない状況にある。

適切に経営管理されている私有林人工林は全体の3分の1である一方、適切に管理されているとはいえない森林が3分の2も存在する。

このため、林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「新たな森林管理システム」の創設を柱とする「森林経営管理法」を昨年

の通常国会で成立させており、2019年4月1日から施行されている。

この法律では、適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、

- ① 森林所有者に適切な森林管理を行わなければならない責務があることを明確化する。
- ② 森林所有者自ら森林の経営管理ができない場合には、伐採等を実施するための権利(経営管理権)を市町村に設定する。
- ③ 委託を受けた市町村は、経済ベースにのる林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託し、伐採等を実施するための権利(経営管理実施権)を設定する。
- ④ 自然的条件から見て経済ベースでの林業経営が困難な森林等については、市町村自らが経営管理を行うこととしている。

このシステムを円滑に機能させるための取組として、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査、境界画定、人材育成・担い手の確保などに必要な財源として森林環境譲与税を充てることとしている。

また、所有者不明森林が全国的に問題になっている中で、所有者が不明で手入れ不足になっている森林の場合にも市町村に経営管理権を設定し、経営管理ができるよう特例措置を設けている。(【図2】参照)

政 策

地方財政計画

地方財政計画では、平成28(2016)年度から一般行政経費に重点課題対応分(2,500億円)が創設され、その一つとして森林吸収源対策等の推進費として500億円が計上されており、新税の創設により地方交付税の縮減が懸念されたが、平成31(2019)年度地方財政計画で、500億円とは別に「森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新た

に計上」と明記された。

都道府県等の独自課税

現在、森林整備を主な目的とする地方の独自課税として37府県、1政令市(以下「府県等」という。)で森林環境税(名称は各々異なる)が、住民税超過課税方式で導入されており、各地域の住民の立場からすれば、国の森林環境税による負担がこれに上乗せされるように感じられる。

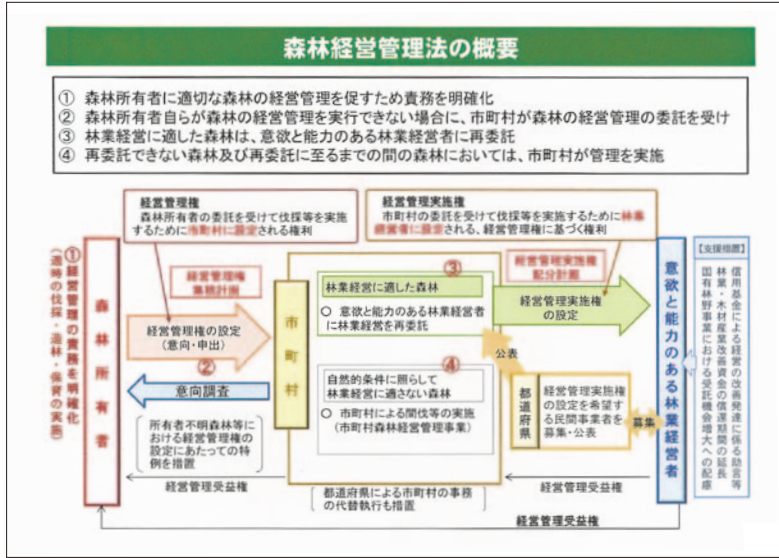
いうまでもなく、国の森林環境税

は府県等の超過課税に取って代わるものではなく、府県等と市町村がそれぞれの事業内容等について必要な協議を行った上で、両方の財源を効果的に活用して、これまで以上に森林整備等を推進していくことが期待されるものであり、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応に努めるとともに、住民に丁寧に説明する必要がある。

国会での主な議論

国会の審議では、税率(年額1,000円)や個人に課税する妥当性に

図2



ついて質問があり、政府は、地球温暖化対策のため今後10年間で毎年45万haの間伐が必要となり、このうち、市町村が行う毎年10万ha分の間伐費用が600億円あると試算。国民に広く負担を求めため、個人住民税均等割の仕組みを活用し必要となる経費を割り返し一人年額1,000円の負担をお願いすることとしたと説明。なお、産業界は、すでに地球温暖化対策税(石油石炭税の上乗せ)で年間2,600億円程度を負担しているとし、更なる負担は求めないとした。

また、配分基準で人口を3割とすることについて、初年度200億円ベースで機械的に試算した結果では、上位3団体が政令指定都市で1億円を超える報告されたが、政府は、森林環境譲与税を活用し都市で間伐材の需要喚起を行えば材価が安定し、川上と川下の経済の好循環が実現できるなどと理解を求めた。

このほか、今後重要性が増す市町村の森林・林業行政への支援策として「地域林政アドバイザー」の育成等を示した。

市町村の新税創設を
求める運動が結実

「森林の持つ公益的機能に対する新税の創設」を求める運動は、全国628市区町村で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」(会長・辻

一幸山梨県早川町長)と全国355市町村議会が組織する「全国森林環境税創設促進議員連盟」(会長・板垣一徳新潟県村上市議会議員)が中心となり、長年にわたりその創設を求めて強力な運動を展開し、平成28(2016)年度以降、全国町村会を含む地方6団体としても、新税の創設に向けた要望を行ってきたところである。

こうした中、平成27(2015)年12月の「パリ協定」の採択や、昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まりなどが後押しとなり、平成28(2016)年12月の与党「平成29年度税制改正大綱」において、森林環境税(仮称)の創設に向けて、「平成30年度税制改正において結論を得る。」とされた。これを踏まえ、平成29(2017)年には、林野庁及び総務省において、新たな森林整備の仕組み及び新税の具体的な制度設計の検討が進められた結果、平成29(2017)年12月の「平成30年度税制改正の大綱」において、「平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。」と明記された。

これにより、今通常国会において「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立したものであり、森林環境税の創設を求める関係団体の悲願はようやくここで達成することとなった。

情 報

消防団設備整備費補助金
（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）について
消防庁

消防庁においては、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団における配備が進んでいない救急救助用資機材等の整備を促進する「消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)」を創設し、平成30年度補正予算(第2号)及び平成31年度当初予算(第2号)・・・7億4千万円、平成31年度当初予算・・・7億4千万円)を計上しているところです。

標記補助金は、補助対象事業者を市町村(一部事務組合及び広域連合を含む)、国庫補助率を事業費の1/3としており、残りの地方負担分には特別交付税措置(措置率0.8)を講じています。

また、標記補助金は、救急救助用資機材としてAED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー及びジャッキを、携帯用無線機として

トランシーバー(デジタル簡易無線機を含む)を補助対象資機材としており、各市町村で必要な資機材の種類や個数を選択可能としています。消防団の設備整備を促進するための補助金は、いわゆる三位一体の改革により、国庫補助負担金の改革として、平成18年度に廃止され、一般財源化されたところです。その後、東日本大震災を踏まえ、平成23年度に消防団員の安全装備品の整備を図る補助金が単年度限りで設けられたことがありましたが、標記補助金は、近年の豪雨など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、3年間という期間を区切って特例的に創設したものです。

各町村におかれては、このような趣旨を十分お酌み取りいただくとともに、予算額に限りがあることを踏まえ、標記補助金を積極的に活用し、消防団の資機材の充実を可及的速やかに図っていただくよう、お願いします。

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

- 補助金の趣旨
 災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救急救助用資機材等の整備を促進することが目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。
- 補助率
1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じている。)
- 補助対象事業者
 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)
- 補助対象設備：各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可
 - ①救急救助用資機材
 自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ
 - ②携帯用無線機
 トランシーバー(デジタル簡易無線機を含む。)
- 政府予算額
 平成30年度補正予算：7億4千万円 平成31年度当初予算：7億4千万円

【補助対象資機材】：(参考)積算上の単価合計で約160万円

					
エンジンカッター 〔約15万円〕	チェーンソー 〔約12万円〕	油圧切断機 〔約97万円〕	AED 〔約31万円〕	ジャッキ 〔約2万円〕	トランシーバー (デジタル簡易無線機を含む。) 〔約3万円〕

随 想

竜王町は、日本最大の湖・琵琶湖と鈴鹿山系の間を開ける湖東平野の中央に位置しています。2つの竜王山を背景に大地の豊かな恵みを天授し、良質な近江米、四季折々のフルーツ、そして肉質・味ともに研さんを重ねてきた近江牛の肥育など農業が盛んなまちです。また、名神高速道路の竜王ICがあることから、大手自動車工場や大型商業施設が立地しており、メロウに「滋賀竜王工業団地」

随 想

「明るく元気で活力ある次世代に誇れる竜王町」の実現に向けて



にしだ ひで はる
りゅうおう
滋賀県竜王町長 西田 秀治

への新たな企業誘致も進み、農工商がバランス良く発展しています。

私は、2019年6月に就任4年目を迎えます。私が町政という道を選んだのは、2014年5月の日本創生会議の増田レポートで我がふるさとを「人口消滅可能性都市」と推定されたことが発端でした。本町は農業を基幹産業として発展したまちであり、優良な田園が広がる一方、市街化区域が全土の7%しかなく住宅開発に苦慮しており、さらには立地企業が多いにもかかわらず、職住近接という生活スタイルが実現しにくいという状況にあり、人口減少に拍車をかけていました。

私は、就任当初から「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」「次世代に誇れる竜王町」のスローガンを掲げ、2019年度は着実に形にしていきたいと固く決意しているところです。人口減少に歯止めをかける方策の一つとして、2018年度には、「10年後のコンパクトシティ化」や「30年後のランドデザイン」の構想について、町民の皆さんや有識者とワーキング方式で議論を深めてきたところです。

10年後のコンパクトシティ化構想では「子どもと暮らす喜びを実感で

きるまちづくり」をスローガンに、老朽化した小学校の新築移転を最優先に、まちの中心核に学校や学童、こども園、公園等の教育・子育て機能を集約し、現小学校・幼稚園の跡地を住宅化、さらに多世代が交流でき、子育てしやすい環境整備とそれを後押しするソフト事業、例えば、

中学校卒業までの医療費無償化、学生のバス通学定期半額補助、先進的な英語教育、プログラミング教育をはじめとする教育の充実や、妊娠から出産、子育て期までの育ちを支援する竜王版ネウボラ等を拡充し、竜王の地で安心して子どもを産み育てたいと思っていただけよう、コンパクトシティ化に位置付けたいと考えています。

さらに、既存の集落における各自治会の維持のために必要な取組や町内全域に点在する様々な拠点、道の駅や商業施設、工業団地等のエリアごとの発展も支援し、中心核と地域をつなぐ公共交通ネットワークの再構築も同時に議論し対策を講じることにしています。免許返納者の交通手段の確保については、喫緊の課題であり、路線バスの再編成やデマンド交通導入の検討、さらに「地域支援」では、退職シニアを中心とす

る人々が活躍しており、様々な手法を組み合わせて公共交通を補完していきたいと考えています。

また、30年後のランドデザイン構想については、「竜王の原風景に抱かれた安全でテクノロジーマチづくり」をスローガンに掲げ、30年後も豊かな自然や文化、産業を守りつつも、生活の様々な場面においてAIやIoTの最先端技術を導入し、便利で快適なまちづくりに向け、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。さらに、インフラ整備の観点では、国や県と連携しながら道路整備や河川改修などの基盤の整備も進め、安心・安全なまちづくりを進めて参ります。

竜王町は「近江牛発祥の地」「スキヤキを愛する町」を宣言し、近江牛をはじめとした町内の特産品やまちの歴史、文化等を「スキヤキ」というキーワードで総結集し「竜王町まるごとスキヤキプロジェクト」を展開中です。まもなく改元され、新しい時代を迎えますが、これからも自然、暮らし、働く、学ぶ、遊ぶなどいずれの分野にも、質実ともに豊かさを実感できるまちだからこそ、誇りをもって全国や世界に発信していきます。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」



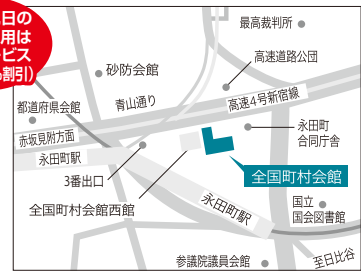
和食処「さいかち」

客室のご案内

SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室
------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

週末・祝日の
宿泊ご利用は
特別サービス
(最大20%割引)



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分

